

高野保育園 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人 高野福祉会
所 在 地	津山市高野山西553番地1
電 話 番 号	0868-26-4368
代表者氏名	理事長 仲矢 武夫

2 利用施設

施設の種類	保 育 所
施設の名称	高 野 保 育 園
施設の所在地	津山市高野本郷1457番地8
連 絡 先	電話番号 0868-26-1037 F A X 0868-26-1518
管 理 者	園長 土居 義幸
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
利用定員	満3歳以上の児童 105人 満1歳以上満3歳未満の児童 60人 満1歳未満の児童 15人 ※利用定員は入園人数により変動することがあります。
開設年月日	昭和29年6月30日
事業所番号	(別途、こども課より通知します)

3 サービスの目的・運営方針

高野保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「利用乳幼児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、利用乳幼児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、利用乳幼児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、利用乳幼児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地全体	2, 0 2 0. 7 5 m ²
	園 庭	1, 0 0 4 m ²
園 舎	構 造	鉄筋コンクリート一部鉄骨造
	延べ面積	1, 2 0 7 m ²

(2) 主な設備

設 備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	4 9. 9 0 4 m ²
一時預かり保育室	1 室	6 6. 2 3 3 m ²
保育室	6 室	もも3組（満1歳児クラス）、もも2組（満1, 2歳児クラス）、もも1組（満2歳児クラス）、さくら組（満3歳児クラス）、きく組（満4歳児クラス）、ゆり組（満5歳児クラス）について各1室 計508.14 m ²
遊戯室（ホール）	1 室	9 4. 8 3 3 m ²
調理室	1 室	2 8. 0 2 3 m ²
事務室	1 室	3 5. 1 9 9 m ²
その他		4 2 4. 6 6 8 m ²

5 職員の設置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	1	1		
副 園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
副主任保育士	2	2		
保 育 士	25	23	2	
看 護 師	2		2	
栄 養 士	3	2	1	
調 理 師	3	3		
事務職員	1	1		

当園では、岡山県が「児童福祉法に基づく児童福祉施設の設備及び運営の基準等を定める条例（平成24年10月5日岡山県条例第47号。以下「条例」という。）」において定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長（副園長）	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
主任（副主任）保育士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
保 育 士	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
看 護 師	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）
栄 養 士	正規の勤務時間帯（8：15～17：15）
調 理 師	正規の勤務時間帯（8：15～17：15）
保育補助員・事務職員	正規の勤務時間帯（8：30～17：30）

- ※ ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月31日から1月3日）及び国民の祝日・その他園長が必要と認め指定した日は休園となります。

7 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時から18時までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で保育を必要とする時間が、保育を提供する時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時から8時30分まで又は16時30分から19時までの範囲内で、時間外保育を提供いたします。（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります。）

8 提供する保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成20年3月28日厚労告141）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 保育行事

別途配布の行事予定参照

(3) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時40分頃	10時50分頃	15時20分頃	
1歳児	9時40分頃	11時00分頃	15時20分頃	
2歳児	9時40分頃	11時00分頃	15時20分頃	
3歳児		11時30分頃	15時20分頃	
4歳児		11時45分頃	15時20分頃	
5歳児		11時45分頃	15時20分頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギー等，体質に合わない食材があればご相談ください。

(4) その他

一時預かり事業

9 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し，当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか，別表に掲げる費用を負担していただきます。
お支払方法については，別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は，以下の場合には保育の提供を終了いたします。

(1) 利用乳幼児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が，児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他，利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 嘱託医

当園は，以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科

医療機関の名称	西医院
医 院 長 名	西 一夫
所 在 地	津山市高野本郷1274番地1
電 話 番 号	0868-26-5522

(2) 歯科

医療機関の名称	あさひ歯科クリニック
医 院 長 名	香山 豊
所 在 地	津山市高野本郷2435番地1
電 話 番 号	0868-26-9582

1 2 緊急時の対応

お預かりしている園児に体調急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

1 3 要望・あらゆる相談等に関する窓口

当園では、要望またはあらゆる相談等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当 園 要望・あらゆる相談等 に関する窓口	・窓口担当者 飯田 員章 安東 純子	
	・ご利用時間 8：30～ 17：30（在園時には対応可）	
	・電話番号 0868－26－1037	
	・FAX 0868－26－1518	
	担当者が不在の場合は、当園他職員までお申し出ください。	
第三者委員	高橋 寿治	電話番号 0868－26－5311
		役職・肩書等 保護司・市議会議員
	松本 静江	電話番号 0868－26－4281
		役職・肩書等 評議員・愛育委員

※ その他、クラス担任等にもお気軽に声をかけてください。

1 4 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・自動火災報知機 有
	・誘導灯 有
	・ガス漏れ報知機 有
	・非常警報装置 有
避難・消火訓練	・非常用電源 有
	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。	

1 5 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付制度（（独）日本スポーツ振興センター）
	保育園賠償責任保険（通常保育・特別保育事業保障コース）（O-157含む）
保険の内容	保育園の管理下で生じた負傷・疾病等災害の治療費・通院費等の支給
	園に賠償責任が発生した場合の補償
保険の金額	350円（園-175円・保護者-175円）
	330円（全額園負担）

1 6 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動，政治活動， 営利活動	利用者の思想，信仰は自由ですが，他の利用者に対する 宗教活動，政治活動及び営利活動はご遠慮ください。
登降園時について	駐車場内では、車内に貴重品は放置せず、またエンジンは停止してください。 駐車場内での車両が関係する事故については、一切責任は負いません。 駐車場から園までの道路を歩行する際は、くれぐれも ご注意いただき、道路の横断にも気を付けてください。 登園時の園児受け渡し前、及び降園時の園児受け渡し後の 事故については、園内外に関わらず責任は負いません。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

項目	内容，負担を求める理由及び目的	金額
保育に係る費用	教材月刊絵本(5～3歳児・2歳児〔隔月〕)	3歳以上児：月額 450円程度 2歳児：隔月1100円程度
園外行事費	遠足・卒園旅行・観劇代等	実費(一部父母の会補助有)
給食費(3歳以上児)	国の基準により保育料に含まれないため ※ 所得等の状況によって免除される場合があります。	国が定める副食費についての額と同額とします。 ※国の基準・物価の変動等により、年度途中での月額変更が生じる場合もあります。
土曜日保育を利用した場合の主食費(3歳以上児)	国の基準により保育料に含まれず、且つ土曜日は園児に主食を含む完全給食を提供するため	土曜日1回利用につき 100円

※ 他に保育に必要とする個人用のものが出来た場合、連絡のうえ ご負担願います。

2 時間外保育に係る利用者負担

延長保育

保育標準時間認定者

18：00～19：00迄 1回につき、利用料 200円

但し、1ヶ月の徴収の上限は、3,000円です。

保育短時間認定者

7：00～ 8：30未満	1回につき、利用料	200円	} 但し、それぞれ 上限利用料は、 3,000円です。
16：31～18：00未満	1回につき、利用料	200円	
18：00～19：00迄	1回につき、利用料	200円	

※ 軽微な変更（園児数・職員数等）の場合、園だより・クラスだより等でお知らせいたします。

※ 令和7年度より父母の会会費及びその他主な諸費用は、キャッシュレス決済とします。

事前に登録いただくLINEで集金のお知らせが届きますので、その日を含めた3日間を集金日といたします。

※ 項目によっては現金での集金をさせていただきます。